



議案第二十九号

曹源寺地区農業用用水路改修事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年三月十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾壹年參月拾九日 原案可決

三朝町議會議長牧田 禎

記

- 一 工事の名称 単県曹源寺地区農業用水路改修工事
- 二 工事場所 東伯郡三朝町大字曹源寺地内
- 三 工事の概要 改修延長三〇〇メートル、直徑二〇センチメートル、硬質塩化ビニールパイプで改修する。
- 四 事業費 二、一七三、〇〇〇円
- 五 事業の実施方法 請負
- 六 工事の時期 昭和五十一年度